

群馬県立赤城特別支援学校における学びのサポートの実施に係る実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行う「群馬県立赤城特別支援学校による学びのサポート（以下、「学びのサポート」という。）」の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 学びのサポートとは、小中学校等に在籍する児童生徒が、病気等に伴い3週間未満の入院治療が必要な場合に、児童生徒が在籍する学校長（以下、「学校長」という。）の要請に応じて、群馬県立赤城特別支援学校（以下、赤城特別支援学校）の教員が群馬県内の病院等を訪問して児童生徒の在籍校の教員のサポートを行うことをいう。

(対象)

第3条 小中学校等に在籍する児童生徒が3週間未満の入院治療が必要で、学校長から群馬県立赤城特別支援学校長（以下、「赤城特別支援学校長」）に学びのサポートの要請があった場合とする。

(実施方法)

第4条 学びのサポートは、病弱特別支援学校のセンター的機能の一環として、小中学校等からの依頼に基づいて、赤城特別支援学校長が実施を決定する。

- 2 学びのサポートの実施に当たっては、赤城特別支援学校長の指示を受けた赤城特別支援学校の教員（以下、「学びのサポート担当教員」という。）がサポートに当たる。
- 3 学びのサポートは、学校長の要請により、ベッドサイドにおける学習指導等のサポートを原則とする。
- 4 学びのサポートの実施に当たっては、対象児童生徒が入院する病院の協力の下、児童生徒の病状や治療の状況、学びのサポート担当教員の対応可能時間等に応じてサポート時数を設定する。
- 5 学びのサポート担当教員は、児童生徒の在籍校の学級担任等と入院治療中のサポート内容（学習内容、学習教材等）について、打合せを行う。
- 6 学びのサポート実施日は、赤城特別支援学校の学則に準ずる。
- 7 対象児童生徒の入院治療の期間が延長され、入院日を起算日として3週間を超える場合には、赤城特別支援学校に転籍して指導を受けることを原則とする。

(事務手続き)

第5条 学校長は、学びのサポートを希望する場合は、「学びのサポート実施願」（別紙様式1）を赤城特別支援学校長に提出する。

- 2 赤城特別支援学校長は、学校長から「学びのサポート実施願」（別紙様式1）が提出された場合、対象児童生徒が入院する病院等の協力が得られることを確認した上で、学びのサポートの実施について決定するとともに、学校長へ「学びのサポート実施決定書」（別紙様式2）により連絡する。
- 3 赤城特別支援学校長は、学びのサポート担当教員に支援の実施について指示する。
- 4 赤城特別支援学校長は、学校長から「学びのサポート終了願」（別紙様式3）が提出された場合、学びのサポートの終了を学びのサポート担当教員へ指示し、学校長へ「学びのサポート実施記録簿」（別紙様式4）を送付する。

(補則)

第6条 この実施要項に定めるもののほか、必要な事項は、県教育委員会及び赤城特別支援学校長が協議し、別に定めるものとする。

第7条 本要項をもって、群馬県立赤城特別支援学校における訪問指導の実施に係る実施要項は廃止する。

附則

この要項は、令和7年3月3日から施行する。

【別添】

群馬県立赤城特別支援学校における学びのサポートに係る留意事項

「学びのサポート」は、入院期間が短期のために群馬県立赤城特別支援学校へ転籍しない病気療養時の教育支援の充実と、学籍の異動等に係る事務手続きの弾力化を図ることを目的とするものである。

また、実施に当たっては、実施要項に定めるものの他、以下に示す留意事項を踏まえ、関係機関が連携を密にして進めることとする。

第3条（対象）に関する取扱い

入院期間3週間未満の根拠については、医師の診断に基づいて保護者から提出される「学びのサポート実施願」（別紙様式1）に記載された「入院予定期間」によるものとする。

第4条（実施方法）第4項に関する取扱い

学びのサポートの実施については、児童生徒の状況等により決定するが、週当たり6時間を上限とする。

第4条（実施方法）第6項に関する取扱い

長期休業中は、原則「学びのサポート」は実施しないこととする。ただし、連絡・相談等が必要な場合は、赤城特別支援学校長の判断により対応することができる。

第4条（実施方法）第7項に関する取扱い

- ・3週間を超えることの判断については、「入院初日を起算日」とする。
- ・学籍の異動に伴う転入日は、入院期間が3週間を超えることが医師又は保護者から確認できた時点で、在籍校と調整し、決定する。なお、転籍の根拠とする3週間を超える範囲については、学校長が判断する。

第5条（実施手続き）第2項に関する取扱い

「学びのサポート」実施の決定に当たり、対象児童生徒が入院する病院等の協力の確認には在籍校も含むものとし、必要に応じて学校間で連絡をとることとする。

第5条（実施手続き）第4項に関する取扱い

学校長は、赤城特別支援学校長から送付された「学びのサポート実施記録簿」（別紙様式4）等を参考に、入院中の出席について判断する。